

2022年（令和4年）5月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）4月21日付けで諮問（第1134号）された藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経緯

現在、本市の有料自転車等駐車場26か所については、公益財団法人藤沢市

まちづくり協会を指定管理者として指定し、一括して管理運営を行っている。これまでの有料自転車等駐車場のうち防犯カメラを設置している自転車等駐車場については既に諮問を行い、藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、答申を得ている。

この度、藤沢本町駅に藤沢本町駅自転車駐車場および藤沢本町駅第2自転車駐車場（以下「新駐輪場」という。）を整備することから、新たに防犯カメラの設置について、ほかの防犯カメラ設置施設と同様の取扱いを行いたく、条例第10条、第12条及び第18条の規定に基づき、諮問するものである。

本件の諮問については、新駐輪場の指定管理者を指定していないため、市長が実施機関として諮問するが、指定を受けた指定管理者は、次のとおり個人情報の取扱いを行う。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラの画像データを収集する目的は、自転車等の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知を省略するものである。

なお、新駐輪場内案内看板に防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

(4) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会に対する防犯カメラ画像データの目的外提供については、これまでに答申を受けているほかの自転車等駐車場と同様に、自転車等の盗難に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続を経ることなく、ガイドラインに基づき、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要性があると判断したものである。

なお、画像の提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る。）

ほかの自転車等駐車場と同様にガイドラインに基づく運用をする。

(5) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知は省略する。

なお、本人が特定された場合において、本人通知をすることにより、当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがある旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本件にかかわる本人通知を省略する。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

撮影した画像のデジタル録画、一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び画像処理用パソコンによる画像出力処理のため、コンピュータによる処理が必要である。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

新駐輪場に出入りする者の画像

ウ システム機器構成

(ア) 藤沢本町駅自転車駐車場

a 防犯カメラ 9 基

NC5362-EPB

b 録画機器 1 基

NR5008-UPT

(イ) 藤沢本町駅第 2 自転車駐車場

a 防犯カメラ 3 基

DH-SD22204UEN-GN

b 録画機器 1 基

DHI-NVR5208-8P-4KS2E

エ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器を精算機内の施錠をすることができる収納ボックスまたは管理室に格納し、持ち出しを防止する。また、収納ボックス及び管理室の鍵については、湘南台駅地下にある自転車等駐車場管理事務所内の施錠することができるキーボックス内で管理し、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外の持ち出しを防止する。

保存した画像については、新駐輪場の指定管理者に対し、条例の定めるところに従い、適正に取り扱い、ほかの施設と同様に運用基準に基づき管理を行うよう指導する。

なお、録画機器については、ネットワークへの接続を行わず、画像については 2 週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

(7) 実施時期（予定年月日）

2022年（令和4年）10月

(8) 添付資料

ア 案内図

イ カメラ画角図

ウ 機器カタログ（藤沢本町駅自転車駐車場）

- エ 機器カタログ（藤沢本町駅第2自転車駐車場）
- オ 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針
- カ 公益財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準
- キ 市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン
- ク 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

#### (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

防犯カメラの画像データを収集する目的は、自転車等の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

#### (2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知を省略するものである。なお、新駐輪場案内看板に防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

#### (3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会に対する防犯カメラ画像データの目的外提供については、これまでに答申を受けているほかの自転車等駐車場と同様に、自転車等の盗難に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続を経ることなく、ガイドラインに基づき、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要性がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

#### (4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知を省略するものである。なお、本人が特定された場合において、本人通知をすることにより、当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがある旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本件にかかわる本人通知を省略する。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

撮影した画像のデジタル録画、一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び画像処理用パソコンによる画像出力処理のため、コンピュータによる処理が必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じている。

- (ア) 録画機器を精算機内の施錠をすることができる収納ボックス又は管理室に格納し、持ち出しを防止する。
- (イ) 収納ボックスの及び管理室の鍵については、湘南台駅地下にある自転車等駐車場管理事務所内の施錠をすることができるキーボックス内で管理し、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外の持ち出しを防止する。
- (ウ) 保存した画像については、新駐輪場の指定管理者に対し、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、ほかの施設と同様に運用基準に基づき管理を行うよう指導する。
- (エ) 録画機器については、ネットワークへの接続を行わず、画像については2週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上